

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	消費生活地域協議会構成員への消費者被害情報の外部提供について
--------	--------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第12条第2項第4号（外部提供）

（担当部課：文化観光産業部消費生活就労支援課、福祉部地域福祉課・高齢者支援課）

## 事業の概要

<b>事業名</b>	消費生活地域協議会構成員への消費者被害情報の外部提供について
<b>担当課</b>	消費生活就労支援課
<b>目的</b>	高齢者など消費者被害に遭いやすい、消費生活上特に配慮を要する消費者の、被害救済や早期発見、被害の未然防止のため。
<b>対象者</b>	消費生活上特に配慮を要する消費者
<b>事業内容</b>	<p>1 「悪質商法被害防止ネットワーク」の取組みについて</p> <p>新宿消費生活センターでは、平成 17 年から、悪質商法の被害防止のため、介護保険事業者、訪問看護事業者、民生委員・児童委員、新宿区社会福祉協議会、高齢者総合相談センターなどの協力を得て、高齢者などの悪質商法被害を早期に発見して通報・情報共有を行い、連携して被害救済及び事後の見守りにあたる「悪質商法被害防止ネットワーク」の仕組みを構築している。</p> <p>この「悪質商法被害防止ネットワーク」では、ネットワーク参加事業者（高齢者総合相談センターや新宿区社会福祉協議会など）は、高齢者などの個人情報、本人同意を得た上で共有しているところであるが、認知症等のために個人情報の提供について同意を得ることができない場合がまれにある。同意が得られないと情報共有ができないため、深刻な消費者被害が発生する可能性があることが課題となっている。</p> <p>2 「消費生活地域協議会」による悪質商法被害防止のための取組みについて</p> <p>一方、新宿区では、消費者教育・消費者安全を始めとする消費者行政について協議し施策の充実を図るため、平成 27 年度から消費生活地域協議会を設置している。（同協議会の概要及び構成員は資料 4 6 - 1、資料 4 6 - 2 のとおり。）「悪質商法被害防止ネットワーク」は、消費生活地域協議会の作業部会の一つとして位置付けている。</p> <p>平成 29 年度からは、消費生活地域協議会を、「消費者安全法(※)に基づく消費者安全確保地域協議会」に位置づけ、消費生活上特に配慮を要する消費者の見守りを強化するため、見守り対象者の個人情報の共有について事務局及び作業部会等で検討してきた。</p> <p>その結果、深刻な消費者被害の救済、早期発見、未然防止のためには、消費生活上特に配慮を要する消費者について、消費生活地域協議会の構成員のうち消費生活センター、高齢者総合相談センター、新宿区社会福祉協議会が、認知症等のために本人同意が得られなくとも 3 者で必要な個人情報を共有することが必要であるとの認識に至った。（資料 4 6 - 3）</p> <p>なお、対象者の予想数は、年間数件を想定している。</p> <p>※ 消費者安全法第 11 条の 4 第 3 項では、同協議会が必要と認めるときは、構成員に対し、消費生活上特に配慮を要する消費者の情報の提供を求めることができるとされている。消費者庁の「改正消費者安全法の実施に係る地方消費者行政ガイドライン」では「消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会を組織する独自の意義は、構成員間で見守りの対象者に関する個人情報を提供することができるようにすることにある。」とされている。</p> <p><b>【参考】</b></p> <p>平成 17 年 10 月 悪質商法被害防止ネットワークの構築</p> <p>平成 27 年 4 月 消費生活地域協議会の設置</p> <p>悪質商法被害防止ネットワークを消費生活地域協議会の作業部会とする</p> <p>平成 28 年 4 月 改正消費者安全法の施行（特に配慮が必要な消費者の見守りの強化）</p> <p>平成 29 年 4 月 消費生活地域協議会を消費者安全法に基づく「消費者安全確保地域協議会」とする</p>

**件名 消費生活地域協議会構成員への消費者被害情報の外部提供について**

保有課 (担当課)	消費生活就労支援課、地域福祉課、高齢者支援課
登録業務の名称	1 消費生活相談室 2 成年後見制度利用推進事業 3 高齢者総合相談センター (地域包括支援センター) 設置に伴う相談及び申請受付
登録業務の目的	1 日常生活に必要な商品の購入及びサービスの利用によって生じる様々なトラブルについて、専門相談員が相談に応じ、問題解決の手助けをする。 2 認知症、知的障害及び精神障害等により判断能力が十分でない者が地域において安心して生活を継続できるよう、成年後見制度の利用推進を図る。 3 高齢者の生活支援を目的にした相談やサービスを提供する。
外部提供の相手方	高齢者総合相談センター (10 所)、社会福祉法人新宿区社会福祉協議会
外部提供を行う理由	消費生活上特に配慮を要する消費者の被害情報等を、高齢者総合相談センター及び新宿区社会福祉協議会と共有することにより見守り体制を強化し、深刻な消費者被害の未然防止、早期発見、被害救済を図るため。
外部提供を行う情報項目	【消費生活上特に配慮を要する消費者に係る情報項目】 氏名、住所、生年月日、消費者被害の内容
外部提供を行う際に使用する記録媒体	紙
外部提供に当たっての区としての情報保護対策	1 外部提供は、消費生活上特に配慮を要する消費者を見守る必要があると認められる場合に限定する。 2 紙媒体はファイルに綴り、当該ファイルは鍵付きのキャビネットに保管する。
外部提供の相手方としての情報保護対策	1 高齢者総合相談センター及び新宿区社会福祉協議会においては、外部提供を受けた個人情報は、紙媒体については鍵付きキャビネットに保管する。 2 高齢者総合相談センター及び新宿区社会福祉協議会において、外部提供を受けた個人情報を電磁的媒体に記録した場合には、IDを付与された各事業所の担当者のみがパスワードを入力することによりアクセスすることが可能となる体制とする。 3 上記のほか、外部提供を受けた個人情報は、高齢者総合相談センター、新宿区社会福祉協議会、それぞれの個人情報保護規程に基づき管理を行う。
外部提供の時期	平成30年4月1日から (次年度以降も同様の外部提供を行う)
緊急時の外部提供における本人通知の状況	*****